

共済組合の標準報酬

経理貸付係
(082)513-4958

1 標準報酬とは

平成27年10月からの被用者年金制度の一元化により、組合員が負担する掛金・保険料や、短期給付事業の給付金、長期給付事業の年金の算定の基礎が、「給料月額」から「標準報酬」に移りました。

「標準報酬」は、組合員が労働の対償として受ける報酬月額（諸手当を含む。）を、後述の「標準報酬等級表」に当てはめて決定・改定します。報酬は毎月異なりますので、一定期間の報酬の平均額に基づき、「標準報酬月額」の決定又は改定を行っています。

また、期末手当等を受けた月に、期末手当、勤労手当等の額の千円未満の端数を切り捨てた額により、「標準期末手当等の額」を決定します。（上限額あり）

2 標準報酬月額の決定・改定

種類	対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期	共済組合への申出
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得時の報酬	資格取得時	不要
定時決定	7月1日現在の全組合員	4月、5月、6月の報酬の平均	9月	
随時改定※	報酬の額が著しく変動した組合員	固定的給与に変動があった月以後の3か月間の報酬の平均	固定的給与に変動があった月から4か月目	
育児休業・産前産後休業等終了時改定	育児休業等又は産前産後休業から職場復帰し、報酬が低下した組合員（休業等に係る子が、復帰時に3歳未満の場合）	職場復帰月以後の3か月間の報酬の平均	職場復帰月から4か月目	必要

※ 「随時改定」は、①固定的給与に変動があり、②従前の標準報酬月額の等級と、変動後の報酬で算定した標準報酬月額の等級に、2等級以上の差がある場合に行われます。したがって、時間外勤務手当のみが大幅に低下して報酬の額が著しく変動した場合等は、随時改定の対象外です。

「固定的給与」・・・勤務実績に関係なく一定額が継続して支給される報酬

例) 基本給・教職調整額・扶養手当・住居手当・通勤手当等

「非固定的給与」・・・勤務実績に応じて支給される報酬 例) 時間外勤務手当・休日勤務手当等

3 3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例

3歳未満の子を養育（同居）している組合員（注1）の標準報酬月額が、養育前より1等級でも下がる場合、共済組合に「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出したときは、長期給付事業の年金の算定において特例を適用することができます。（注2）

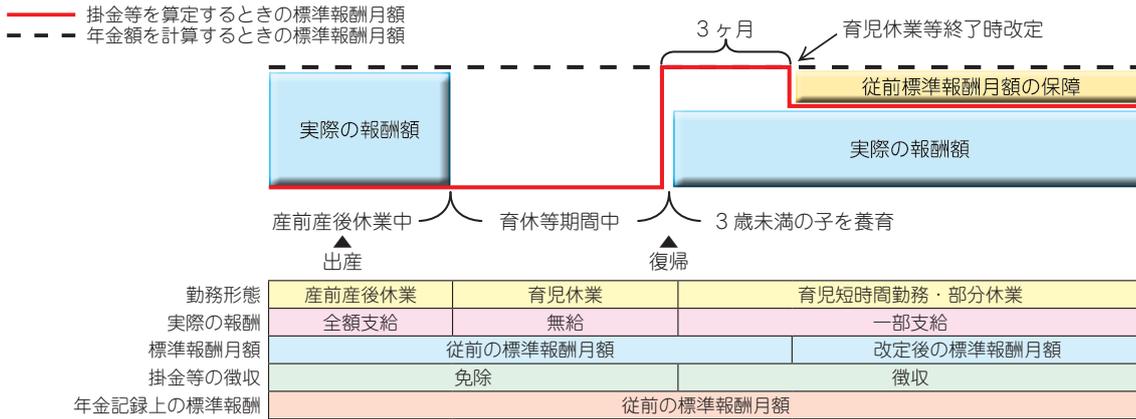
標準報酬月額が下がると、将来の年金額に影響しますが、申出があれば、子が3歳にまるまでに標準報酬月額が減額した期間、養育前の高い標準報酬月額で年金の計算をします。追加の掛金の負担もありません。

（注）

- 要件を満たす場合は、組合員の性別や子の被扶養者認定の有無は関係ありません。
- 掛金・保険料が免除となる育児休業・産前産後休業中は、本特例の対象になりません。申出が遅れた場合でも、2年間は遡及して適用することができます。

※ 標準報酬に係る提出書類の様式は、ホームページの「様式ダウンロード集（標準報酬関係）」に掲載しています。

～3歳未満養育特例・育児休業終了時改定のイメージ～



4 標準報酬等級表（平成31年4月1日現在）

等級			報酬月額		標準報酬の月額	標準報酬の日額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険				
—	—	第1級	93,000円未満		88,000円	—
第1級	第1級	第2級	93,000円以上 101,000円未満		98,000円	4,450円
第2級	第2級	第3級	101,000円以上 107,000円未満		104,000円	4,730円
第3級	第3級	第4級	107,000円以上 114,000円未満		110,000円	5,000円
第4級	第4級	第5級	114,000円以上 122,000円未満		118,000円	5,360円
第5級	第5級	第6級	122,000円以上 130,000円未満		126,000円	5,730円
第6級	第6級	第7級	130,000円以上 138,000円未満		134,000円	6,090円
第7級	第7級	第8級	138,000円以上 146,000円未満		142,000円	6,450円
第8級	第8級	第9級	146,000円以上 155,000円未満		150,000円	6,820円
第9級	第9級	第10級	155,000円以上 165,000円未満		160,000円	7,270円
第10級	第10級	第11級	165,000円以上 175,000円未満		170,000円	7,730円
第11級	第11級	第12級	175,000円以上 185,000円未満		180,000円	8,180円
第12級	第12級	第13級	185,000円以上 195,000円未満		190,000円	8,640円
第13級	第13級	第14級	195,000円以上 210,000円未満		200,000円	9,090円
第14級	第14級	第15級	210,000円以上 230,000円未満		220,000円	10,000円
第15級	第15級	第16級	230,000円以上 250,000円未満		240,000円	10,910円
第16級	第16級	第17級	250,000円以上 270,000円未満		260,000円	11,820円
第17級	第17級	第18級	270,000円以上 290,000円未満		280,000円	12,730円
第18級	第18級	第19級	290,000円以上 310,000円未満		300,000円	13,640円
第19級	第19級	第20級	310,000円以上 330,000円未満		320,000円	14,550円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上 350,000円未満		340,000円	15,450円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上 370,000円未満		360,000円	16,360円
第22級	第22級	第23級	370,000円以上 395,000円未満		380,000円	17,270円
第23級	第23級	第24級	395,000円以上 425,000円未満		410,000円	18,640円
第24級	第24級	第25級	425,000円以上 455,000円未満		440,000円	20,000円
第25級	第25級	第26級	455,000円以上 485,000円未満		470,000円	21,360円
第26級	第26級	第27級	485,000円以上 515,000円未満		500,000円	22,730円
第27級	第27級	第28級	515,000円以上 545,000円未満		530,000円	24,090円
第28級	第28級	第29級	545,000円以上 575,000円未満		560,000円	25,450円
第29級	第29級	第30級	575,000円以上 605,000円未満		590,000円	26,820円
第30級	第30級	第31級	605,000円以上 635,000円未満		620,000円	28,180円
第31級	—	—	635,000円以上 665,000円未満		650,000円	29,550円
第32級	—	—	665,000円以上 695,000円未満		680,000円	30,910円
第33級	—	—	695,000円以上 730,000円未満		710,000円	32,270円
第34級	—	—	730,000円以上 770,000円未満		750,000円	34,090円
第35級	—	—	770,000円以上 810,000円未満		790,000円	35,910円
第36級	—	—	810,000円以上 855,000円未満		830,000円	37,730円
第37級	—	—	855,000円以上 905,000円未満		880,000円	40,000円
第38級	—	—	905,000円以上 955,000円未満		930,000円	42,270円
第39級	—	—	955,000円以上 1,005,000円未満		980,000円	44,550円
第40級	—	—	1,005,000円以上 1,055,000円未満		1,030,000円	46,820円
第41級	—	—	1,055,000円以上 1,115,000円未満		1,090,000円	49,550円
第42級	—	—	1,115,000円以上 1,175,000円未満		1,150,000円	52,270円
第43級	—	—	1,175,000円以上 1,235,000円未満		1,210,000円	55,000円
第44級	—	—	1,235,000円以上 1,295,000円未満		1,270,000円	57,730円
第45級	—	—	1,295,000円以上 1,355,000円未満		1,330,000円	60,450円
第46級	—	—	1,355,000円以上		1,390,000円	63,180円

※「標準報酬の月額」の下限額と上限額について

	下限額	(報酬月額)	上限額	(報酬月額)
短期給付等	98,000円	101,000円未満	1,390,000円	1,355,000円以上
退職等年金給付	98,000円	101,000円未満	620,000円	605,000円以上
厚生年金	88,000円	93,000円未満	620,000円	605,000円以上